

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（附則第二十条関係）

改 正 案	現 行
（業務の範囲）	（業務の範囲）
第十条 （略）	第十条 （略）
2・3 （略）	2・3 （略）
<p>4 第二項第二号、第十六号又は第十七号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第三号の二又は第二十一項から第二十四項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。</p>	<p>4 第二項第二号、第十六号又は第十七号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第三号の二又は第十八項から第二十一項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。</p>
5～9 （略）	5～9 （略）
<p>10 第二項第十二号の「金融先物取引等」又は同項第十三号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項又は第十二項（定義）に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等をいう。</p>	<p>10 第二項第十二号の「金融先物取引等」又は同項第十三号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第九項又は第十項（定義）に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等をいう。</p>
（銀行の子会社の範囲等）	（銀行の子会社の範囲等）
<p>第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会</p>	<p>第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会</p>

「社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一〇三 (略)

三の二 証券取引法第二条第十二項(定義)に規定する証券仲介業

者のうち、証券仲介業(同条第十一項(定義)に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

四〇十 (略)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

一〇四 (略)

五 証券子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社  
イ 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社

ロ (略)

ハ その他の会社であつて、当該銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

六 (略)

3〇七 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会

「社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一〇三 (略)  
(新設)

四〇十 (略)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

一〇四 (略)

五 証券子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社  
イ 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社

ロ (略)

ハ その他の会社であつて、当該銀行の子会社である証券専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

六 (略)

3〇七 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会

社としてはならない。

一・二 (略)

二の二 証券仲介専門会社

三・六 (略)

七 次に掲げる業務を専ら當む会社（イに掲げる業務を當む会社にあつては、主として当該銀行持株会社又はその子会社の當む業務のためにその業務を當んでいる会社に限る。）

イ (略)

ロ 第十六条の二第二項第二号に掲げる金融関連業務（当該銀行

持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び証券業を當む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該銀行持株会社が保険会社及び保険業を當む場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務をそれぞれ除くものとする。）

八・九 (略)

2  
2  
6  
6  
(略)

社としてはならない。

一・二 (略)

(新設)

三・六 (略)

七 次に掲げる業務を専ら當む会社（イに掲げる業務を當む会社にあつては、主として当該銀行持株会社又はその子会社の當む業務のためにその業務を當んでいる会社に限る。）

イ (略)

ロ 第十六条の二第二項第二号に掲げる金融関連業務（当該銀行

持株会社が証券専門会社及び証券業を當む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該銀行持株会社が保険会社及び保険業を當む場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務をそれぞれ除くものとする。）

八・九 (略)

2  
2  
6  
6  
(略)